低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援

■ 事 業 に つ い て

【目的】
　低所得等の妊婦の経済的な負担を軽減するとともに、妊娠早期から必要な支援につなげます。

【内容】
　産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する初回受診費用を助成します（上限10,000円）。

【対象者】
　住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方

必要なお金		2万円	
費用の内訳		財源	
低所得の妊婦に対する初回受診料	2万円	国のお金	1万円
		町のお金	1万円

問い合わせ：健康福祉課保健センター　☎076-463-0618